

6・3 貨物の安全な積み付けおよび運送

6・3・1 危険物の運送

国際航海における危険品の海上輸送について、固体ばら積み貨物については国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBCコード)、個品危険物(コンテナ)については国際海上危険物規程(IMDGコード)、液体ばら積み貨物については危険化学品のばら積運送のための船舶の構造および設備に関する国際規則(IBCコード)に詳細な要件が規定されており、IMO 危険物・固体貨物小委員会(DSC)および、ばら積液体・気体貨物小委員会(BLG)(平成26(2014)年より貨物運送小委員会(CCC)と汚染防止・対応小委員会(PPR)に再編)において、定期的な見直しが行われている。

1. IMDGコード(国際海上危険物規定)改正

同コードは、危険物運送の実態等に対応して2年毎に改正が行われている。次回第37回改正は平成27(2015)年1月1日より任意適用され、平成28(2016)年1月1日に発効予定(国内法である危規則の改正は、IMO 推奨の通りコード発効の1年前、平成27(2015)年1月施行)。平成26(2014)年9月の貨物運送小委員会(CCC1)において、平成30(2018)年発効予定のIMDGコード第38回改正案について審議が開始された。

2. IMSBCコード(国際海上固体ばら積み貨物規則)改正

(1) 背景・経緯

同コードは、固体ばら積み貨物輸送時の危険性を踏まえ、より安全な海上輸送を目的に、BCコードから名称を変更し、平成23(2011)年1月1日に強制化された。発効時、176種類の貨物について個別スケジュールが採用され、これらの貨物については輸送要件が定められているが、まだ多数の貨物の個別スケジュールが未採用である。未採用の貨物を運送するには、積み地主管庁の承認が必要であり。特にニッケル鉍、鉄鉍粉などの液状化する恐れのある貨物を安全に輸送するため、水分値情報や水分値計測の手順等について、より正確性を増すようにIMOにおいて継続して検討が行われている。

(2) 審議結果

平成25(2013)年6月の第92回IMO海上安全委員会(MSC92)において、液状化するおそれのある貨物の取り扱いに関するIMSBCコードの改正、固体化学物質の分類及び判定基準等の新設、付録1への新たな貨物の追加及び修正が採択された(平成27(2015)年1月1日発効)。

平成25(2013)年9月のDSC18において、液状化が原因と考えられる事故が発生した鉄鉍粉について、運送許容水分値(TML)を決定するための新試験方法並びに鉄鉍粉の新規個別運送要件案及び鉄鉍石の個別運送要件の修正案が合意され、IMSBCコードの改正案を作成、DSCサーキュラーが回章される事になった。

また、我が国が安全性評価を行った、コード附録のリストに掲載されていない6種類の固体ばら積み貨物について提案を行い、「化学石膏」、「鉄鋼スラグ及びその混合物」「鉄鋼スケー

ル」「マンガン系合金鉄スラグ」「非鉄スラグ」「クリンカアッシュ」について、平成 26(2014)年 9 月の貨物運送小委員会(CCC1)で新規固体ばら積貨物スケジュールとして合意された。

6・3・2 コンテナの損失防止策に係る SOLAS 条約改正

1. 背景・経緯

海上コンテナ総重量の誤申告が原因とされるコンテナ損失事故の防止策の検討において、船積み前のコンテナ実重量の確実な証明行為が行われるよう、IMOでSOLAS条約の改正が提案され、通信部会(CG)で検討されてきた。

2. 審議結果

CG 提案の貨物を収納したコンテナ個々の重量を計測する方法、及び、収納された個々の貨物等の重量と空コンテナの重量の合算により重量を証明する提案が各国から支持され、コンテナ重量の計測手順や重量証明の手順の詳細基準を定めるガイドライン案が合意され、平成 26(2014)年 5 月の MSC93 に報告される事になった。MSC93 ではガイドライン案および荷主が正確なコンテナ重量を船長に提供する事を義務付ける SOLAS 条約改正案が承認され、同年 11 月の MSC94 で採択された。改正 SOLAS 条約およびガイドラインは平成 28(2016)年 7 月 1 日に発効予定。我が国においては、「国際コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び船舶安全法特殊貨物船舶運送規則等に沿って、荷送人は、個々のコンテナ重量を、船長及び貨物取扱事業者等(コンテナターミナルを含む)に提供している。